

公認会計士・監査審査会は、公認会計士・監査審査会令（平成12年6月7日政令第265号）第2条の規定に基づき、公認会計士・監査審査会運営規程を次のように定める。

公認会計士・監査審査会運営規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会議
- 第3章 調査審議
- 第4章 試験
- 第5章 モニタリング
- 第6章 勧告
- 第7章 専決
- 第8章 雑則
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の議事の手続その他審査会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

- 2 試験事務においては、公認会計士になろうとする者に必要な学識等の判定を行うため厳正に行い、モニタリング（第9条第1項に規定するモニタリングをいう。）においては、監査の質の確保と実効性の向上を図ることを旨として、客観的・専門的知見から行うものとする。

第2章 会議

（開会）

第2条 会議は、原則として月2回程度開くこととするほか、必要に応じて開くものとする。

- 2 会議は、公認会計士・監査審査会会長（以下「会長」という。）が招集する。
- 3 会長は、会議の議長となり、会議を運営する。
- 4 会長は、必要があると認める場合には、情報通信機器その他の方法により、議事を行うものとする。

（会議への出席）

第3条 審査会は、事務局の職員を会議に出席させて、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、会議において関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第4条 会議は、これを公開しない。

(議事録及び議事要旨)

第5条 審査会は、会議の議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議の概要
- 五 議決事項
- 六 その他必要と認める事項

3 会議の議事の要旨は、審査会ウェブサイト公表する。

(小委員会)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長がこれを指名し、審査会が承認する。

3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名し、審査会が承認する。

4 議事運営その他小委員会に関し必要な事項は、各小委員長が定める。

第3章 調査審議

(意見表明)

第7条 公認会計士法（以下「法」という。）第32条第5項に基づき、金融庁長官より意見を求められた場合には、書面の交付又は電磁的記録の提供により意見の表明を行うものとする。

第4章 試験

(試験実施に係る細目)

第8条 公認会計士試験に関する実施計画等必要な細目は、審査会が別に定めるところによる。

第5章 モニタリング

(モニタリングに係る基本方針及び基本計画の策定)

第9条 審査会は、日本公認会計士協会、公認会計士、外国公認会計士、監査法人又は外国監査法人等（以下「監査事務所等」という。）のモニタリング（検査に加え、監査事務所等に係る報告徴収・ヒアリング、関係する業界団体との意見交換等を通じた情報収集など検査以外の活動をいう。以下同じ。）に係る基本方針を策定するものとする。

2 審査会は、前項の基本方針を踏まえ、監査事務所等のモニタリングに係る基本計画を策定するものとする。

(審査)

第10条 事務局は、日本公認会計士協会が法第46条の9の2の規定に基づいて行う会員の法第2条第1項の業務の状況の調査の結果に関する審査に係る事務について、定期的に処理状況を審査会に報告するものとする。

2 前項の事務において重大な事実が把握された場合には、事務局は、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

3 審査会は、審査結果に基づき、検査の要否等、必要な対応を決定するものとする。

(検査実施先の選定等)

第11条 審査会は、審査の結果等に基づき、検査の必要があると認められる場合には、検査を実施する監査事務所等（以下「検査実施先」という。）を選定するものとする。

2 審査会は、前項で選定した検査実施先の概要、検査の着眼点、検証対象個別監査業務及び主任検査官その他当該検査に係る事項を含む検査計画を策定するものとする。

(検査の報告)

第12条 主任検査官は、必要に応じ検査の経過等を審査会に報告するものとする。

2 主任検査官は、検査を終了するときは、検査結果を審査会に報告しなければならない。

(検査結果の通知)

第13条 審査会は、検査を終了したときは、検査結果を当該被検査監査事務所等に通知するものとする。

第6章 勧告

(行政処分等の勧告)

第14条 審査会は、行政処分その他の措置について金融庁長官に対して勧告するときは、書面の交付又は電磁的記録の提供により行うものとする。

第7章 専決

(専決)

第15条 審査会は、審査会の事務処理のうち、次の各号に掲げる事項について、事務局長の専決とさせることができる。

- 一 公告に関する事項のうち軽微なもの
- 二 広報に関する事項（年次報告書の公表を除く。）
- 三 公認会計士試験の実施に関する事項のうち軽微なもの
- 四 報告徴収に関する事項

第8章 雑則

(公表)

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

(情報の収集等)

第17条 審査会は、事務処理に必要な各般の情報の収集、整理及び分析を行い、その情報の適切な活用を図るよう努めるものとする。

- 2 審査会は、モニタリングに係る各事務を処理した場合において必要があると認めるときは、その各事務処理の結果が行政運営に適切に反映されるよう、関係行政機関に所要の連絡を行うものとする。

(災害等の発生時における審査会の事務処理の特例)

第18条 審査会は、地震その他の災害等が発生し、会議を開くことが著しく困難であり、かつ、緊急の処理を必要とするときは、公認会計士試験の実施に関する事項については、審査会が別に定める者に、これを処理させることができる。

- 2 前項に定める者は、同項の処理をした場合には、速やかに、当該処理の状況を審査会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成20年7月25日から実施する。

附 則

この規程は、平成21年7月3日から実施する。

附 則

この規程は、平成22年6月9日から実施する。

附 則

この規程は、平成27年12月22日から実施する。

附 則

この規程は、令和5年7月27日から実施する。

附 則

この規程は、令和6年6月27日から実施する。